

○根本委員長 この際、山井和則君から関連質疑の申出があります。末松君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山井和則君。

○山井委員 山井和則です。

三十分間、統一教会の被害者救済法案について、岸田総理に質問をさせていただきます。質問通告、きっちりさせていただきますので、その質問通告に従って質問しますので、岸田総理、御答弁をよろしく願いをいたします。

元々は、この被害者救済の法案、高額悪質献金規制の法案、今国会は難しいんじゃないかという話でしたけれども、与党も岸田総理も決断をしていただきまして、与野党協力して是非成立させたい、そういうところまで来たこと、また、与野党協議にも応じてくださって、今四党で与野党協議を私たちが提出しました議員立法も踏まえていただいていること、私は本当に感謝をしたいと思っております。

そういう意味では、被害者救済については与党も野党も関係ありませんから、本当に被害者ファースト、二世の方を含めた被害者の方をいかに救済できるか、その観点から建設的な質問をさせていただきたいと思います。

今日に至るまで、私たちは、約二十数回党のヒアリングを開いて、そのうち十数人の当事者の方からお話を聞きしてまいりました。岸田総理も三人の方から話を聞かれたということですが、一言で言うと、献金地獄、借金地獄、家庭崩壊、自殺未遂、不登校、自己破産、様々な悲劇がこの統一教会への悪質献金によって起こっております。今回の法案によって、そのことを何とか根絶をせねばと思います。私自身も二十二人の被害者の方と直接お目にかかって、一人平均二時間話を聞かせていただいております。そういう中で、是非とも大きな解決につながる法案にしたいと思っております。

そういう中で、今日の最初のフリップですけれども、岸田総理のリーダーシップの下、与野党協議を通じて法案を作成、閣法にしてくださっていることは一歩前進とは思ふものの、ここにもありますように、残念ながら、岸田総理、今のところすけれども、評価は非常に低いんです。

先週、十一月二十一日、全国霊感商法対策弁護士連絡会が出されました声明文、今日の配付資料の中にございます。その中によりますと、家庭連合による加害行為の実態に即していないため、その被害救済にはほとんど役に立たない。また、家庭連合による被害は、困惑しないで行う献金が多く含まれるのであり、困惑類型として規制だけでは不十分であり、正常な判断ができない状態に乗じた勧誘、つまりマインドコントロールによる勧誘ですね、規制対象とすべきであると。

また、二十三日の日には、仮名であります、山本さんや高橋さんを中心に、六人の被害者の方、二世の方を中心に、記者会見をされました。ここは本当に当事者の方々の悲鳴であります。このままでは私たちは救済されません。さらに、どうおっしゃっているかという、政府案では被害者の救済の範囲が限られており、かえって政府案では規制されない行為を統一教会側に指南しているようにも捉えられかねません、被害者救済法でなく統一教会救済法になってしまいますと。

今の印象ですよ、今の印象ではこういう印象があるんです。当然、岸田総理にはそんなことはないという反論があると思いますので、今からその反論をお聞きし、よりよいものにしたいと思っております。

前回に続き、今日も、橋田達夫さん、傍聴にもお越しをいただいております。このフリップにもございますように、「息子の命まで奪われた」「妻の入信で家庭崩壊」ということで、つまり、約一億円の献金を奥様がされた、それで家庭崩壊、離婚をされまして、残念ながら息子さんも自ら命を絶ってしまわれたという、一番、本当に言葉に尽くし難い、悲惨な被害であります。

それで、今日はもう一人、中野容子さん、仮名の方にも傍聴にお越しをいただいているんですけれども、一般論で話をしても仕方ありませんので、こういう実例を踏まえながら、それを一般論として、今回の救済法案の対象になるのかという議論をしたいと思うんですね。

この橋田達夫さんの被害においては、これは質問通告しておりますとお読み上げますと、実例として、奥さんの田んぼ売却などによる一億円の献金などが原因で、家庭崩壊し、夫婦離婚され、お子さんが自ら命も絶たれ

ましたが、入信以降は特段不安をあおられず、教義を刷り込まれた結果、外形的には困惑せず自主的に献金されている。外形的には自主的なんですね。

そこで、岸田総理、お聞きします。

一般論として、入信する当初に不安をあおられて困惑して、その状態が続いた中で、田んぼを売り、一億円献金をし、家庭が崩壊したが、献金する段階では、自らは困惑はしていないと認識するなど適切な判断ができずに献金したという、このようなケースは政府案の対象になるのでしょうか。岸田総理、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 法律の適用ですから、これは個別具体的な事案について考えなければいけないわけではありますが、政府内の議論においては、御指摘のように、入信当初に不安をあおられる等で困惑をし、そして、その後は自分が困惑しているか判断できない状態で献金を行ったとしても、その状態から脱した後に本人が主張して取消権を行使することが可能な場合はあると考えております。

そして、そのような場合に対応するため、靈感等による知見を用いた告知の取消権は、追認できるとき、すなわち、実は不当な勧誘を受けて困惑して行った寄附だったと気づいたときから三年間は取り消すことができるものとする、こうした議論を行っております。

○山井委員 非常に重要な答弁だと思います。つまり、献金したときには自主的に献金したつもりだけでも、実は当初に、地獄に落ちる、悪霊がついている、そういうことで不安をあおられてした献金については、今もおっしゃったように、もちろん個別のことは答弁できないとはいえ、取消権、禁止の対象になり得る、これは非常に重要な答弁であります。

それで、もうお一方、中野容子さんの被害ですね。今日もお越しをいただいております。余りにも悲惨過ぎます。八十六歳のお母様が一億円以上の献金。

まず、読み上げます。二〇〇五年二月、三百万円、九月、二千三百万円、十月、千五百万円。二〇〇六年十一月、二千万円、十二月、千二百万円。二〇〇七年、千三百万円。二〇〇八年、果樹園を売って三千八十四万円。二〇〇九年、果樹園を売って二千七百三十万円。二〇一〇年、果樹園を売って七百二十五万円。それで、この後、五年後に、娘さんが帰省したときに話を聞いたら、統一教会に入っていたということを初めて聞いた、娘さんは。それで、お母さんは、こんなにお金に困ったことはない、もう嫌だ、生活していけないとおっしゃったということなんですね。

これは、岸田総理、明らかにおかしいですよ。一億円以上、どんどんどんどん献金して行って、自分の生活費がなくて苦しんでいる、助けてほしいと娘さんにすがっている。

ところが、このことに関してちょっとお母さんが疑問を投げかけたら、何が起こったか。統一教会が念書を書きましようと言ってきたわけですね。つまり、あっ、これはやばいな、高額献金だから取り消せと娘さんたちが言ってくる可能性があるなど、先手を打ったんじゃないかと。

つまり、世界平和統一家庭連合に対して行ってきた寄附ないし献金は、私が自由意思によって行ってきたものであり、違法、不当な働きかけによったものではありません。貴団体に対し、強迫、公序良俗違反等を理由とする不当利得に基づく返還請求や不当行為を理由とする損害賠償請求など、裁判上、裁判外を含め、一切行わないことを約束します。

これは、実はほぼ定型です。全国で、脱会しよう、あるいは献金返金をされそうなケースが起こったら、この念書にサインをさせ、かつ、ビデオ撮影までされているわけです。

その結果、残念ながら、この仮名の中野容子さんのケースも、地裁でも高裁でも敗訴、つまり、自主的に献金した、本人の意思だとなっているんですね。

岸田総理、そこで、質問通告に従って御質問しますが、一般論として、入信当初に不安をあおられて困惑して、その状態が続いた中で、果樹園を売却し、一億円以上献金し、生活困窮したが、献金の段階では自らは困惑はしていないと、認識せず、自主的に献金した旨の念書に署名した場合は、政府案の救済対象、取消しや禁止の対象になるのか、御見解をお聞かせください。

○岸田内閣総理大臣 まず、被害を受けている方をどの範囲まで救えるかという部分につきまして、先ほど申し上げたように、入信当初に不安をあおられるなどで困惑し、その後は自分が困惑しているか判断できない状

態で献金を行ったとしても、その状態から脱した後に本人が主張して取消権を行使することが可能な場合はあると政府としては考えております。

また、これは取消権の対象ではありませんが、家族の生活維持のために事業を継続していくのに必要な資産を処分して寄附資金を調達することを求める行為、これを禁止いたします。そして、これに抵触する場合は、勧告、命令等の行政措置の対象といたします。さらに、寄附の勧誘を行うに当たって、寄附する者やその家族の生活の維持が困難な状況に陥ることがないようにする配慮義務として規定をいたします。

これらの禁止規定や配慮義務に反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、取消しの対象でなくとも、裁判実務において最も活用されている民法上の不法行為の認定、そして、それに基づく損害賠償請求、これは容易になり、更に実効性が高まると考えております。

その上で、念書についての御質問がありました。もちろん、これは個別具体的な事例に即して判断するものではありませんが、政府内の議論として、寄附の勧誘に際しての法人等の不当勧誘行為により、個人が困惑した状態で取消権を行使しないという意思表示を行ったとしても、そのような意思表示の効力は生じないと考えられるということでもあります。

むしろ、法人等が寄附の勧誘に際して、個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が、法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる可能性があるかと判断をいたします。

○山井委員 これは非常に重要な答弁ですね。今まで念書、ビデオを撮れば、統一教会側は怖いものなしで、裁判に勝ったり、あるいは裁判をさせなかった。しかし、今、岸田総理が答弁したように、大体、宗教法人が寄附をもらって、いざとなったら、念書を書きなさい、ビデオで自主的に献金したと話しなさいということ自体、自分たちが半ばだましているということを認めているような話なんですね。そのことを、今、政府を代表して、岸田総理も御答弁いただきました。

ですから、この法案が成立したときに、はっきり言いまして、恐らく統一教会側は、自主的な献金です、自由意思の献金ですという念書を書かせたり、そのビデオを作成する可能性はあるんです。しかし、今、岸田総理が答弁されたように、これはもうはっきり言って逆効果です。そういうことをすること自体がやましい、だました危険性があるからですね。本当に自主的に献金してもらったら堂々としていたらいいということです。これまた非常に、今、岸田総理、重要な答弁をされたと思います。

次に、この思考パターン。これは被害者の二世の方で、デビルさんという、今すばらしい活動をされているんですけども。統一教会の被害の本質は、このデビルさんの思考パターンの変化、これにあるんです。

つまり、入信するときは、家族が不幸になるよ、救われないよ、地獄に落ちるよと言って恐怖をあおるんです。ところが、これで一旦マインドコントロール、洗脳してしまうと、次には、先祖の供養のため、因縁のために献金するという献金をする段階になって、更に信仰が進むと、使命感、世界平和のために使われると信じ切って献金しているから、このときには完全に、喜んで自主的に献金しているんですね。

今日の議論の中で、岸田総理から、例えば中野容子さんのお母さんのケースも、果樹園を売ったのは世界平和に献金するためですと言っているんだけど、実はそれは自主的じゃなくて、元々最初の段階で恐怖を植え込まれて、マインドコントロールされているからということで、今日の岸田総理の答弁で、当初にそういう不安をあおられたりするの今回の取消し、禁止の要件に入ると。これは非常に重要なことだと思います。

そこで、改めてお聞きしたいんですけども、統一教会がどういう典型的なケースをやっているかということ、法人が寄附の勧誘をする際に、最初に接触してから寄附するまでの間という解釈でよいのか。つまり、ビデオセンターで統一教会というのを隠して、正体を隠して不当に教義を教え込まれ、そして、その数年後に高額献金に持っていくわけですね。その数年後にその教義に基づくものとして献金を勧誘される場合も規制対象になるという理解でよいのか。

そして、統一教会の典型的被害である、正体を隠して教義を教え込み、その教義に基づく責任感や義務感に基づいて支払われる献金、これについても取消しや禁止の対象にすべきと考えますが、岸田総理、いかがでしょうか。質問通告のとおりであります。

○岸田内閣総理大臣 まず、現在検討中の新法案では、不安を抱えていることに乗じて勧誘を行う場合を取消権の対象とすることを検討しているわけですが、これは、入信当初だけでなく、その後の献金についても当てはまると考えております。

そして、正体を隠してという御指摘がありました。寄附適正化の仕組みにおいて、寄附の勧誘をする際にと記載しているのは、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、個人と接触してからその個人が寄附を行うまでの間にという趣旨であります。

委員御指摘のようなケースについては、検討中の政府案において、寄附の勧誘を行う法人等を特定できる事項を明らかにすること等を配慮義務として定めることによって、これに反する行為があった場合に、不法行為に基づく損害賠償請求による救済が容易になると考えています。よって、正体を隠すというようなことは、これに反するということになるわけでありませぬ。

そして、悪質な勧誘行為による被害が、取消権だけでなく、実際の裁判実務で最も活用されている不法行為に基づく損害賠償請求を通じて適切に救済されるようにしてまいりたいと考えております。

○山井委員 取消権の対象にもなり得るということですが、今、岸田総理から、裁判をすれば取り消せる可能性があるということなんですけれども、私も二十二人の二世を中心とする被害者の方の相談に乗ってまいりましたが、裁判するとなると、何年もかかるし、弁護士費用もかかるし、さらに、親が幾ら献金したかとか、領収書も出していない、その記録もなかなか教団に言っても出してもらえない、そういうことで、裁判は大変な苦労があるんですね。そういう意味では、これを、どうやって簡単に被害を防いでいくかというのが重要なんですけれども。

そこで、次、小川さゆりさんを始めとする多くの二世の方々が今、声を上げておられます。先週二十三日にも、先ほども言いましたように、山本さん、高橋さん、デビルさんとか、様々な方がですね。

どういうことかということ、例えば、小川さゆりさんも、高校の、アルバイト料二百万円を没収され、その時期、御両親が献金をしていたということや、ほかの方は、黙って子供のカードローンで献金をされた、黙ってですよ。そういうケースはごろごろあるんです。カード摂理というんですけれども、自分が献金できなくなったら親戚から借りてきてやりなさい、子供のカードを使って献金しなさいということが一般的に行われていて、いまだにお子さんたちは親が勝手にやった献金の借金を抱えて苦しんでいるんです。

そういう意味では、この二世の方々が、はっきり言ひまして、統一教会の教団側からもかなりの嫌がらせや迫害も受けておられるんですよ。そう受けながらも発言しておられるのは、もうこれ以上、苦しむ二世を、終わりにしたい、この法案で何とか救済、再発防止してほしいという願いなんですね。

ところが、では、二世の被害者の方々はどうかおっしゃっておられるか。このままでは私たちは救済されませぬ。その理由、簡単なんです、岸田総理。

岸田総理、先日、三人の被害者の方に会ってくださったということなんですけれども、その中に二世の方もおられたと思うんですけれども、恐らく二世の方も。

今回の政府の法案の債権者代位権という制度では、扶養家族しか返金請求が、それも少額しかできないんですよ。

岸田総理、三人面会された中の、二世の方、おられると思うんですけれども、扶養家族の方っておられましたか、面会された中に。

○岸田内閣総理大臣 たしか、お会いした方々は全て成人されておられましたので、扶養家族ということには当てはまらないのではないかと記憶しております。

○山井委員 そこなんです。今、二世で困って声を上げておられる方は、扶養家族の方はほとんどおられないんですよ。ですから、政府の、一部返金できるのは扶養家族だけというのでは全く救済されないんです。

私も二十二人の方にお目にかかりましたが、二十一人は扶養家族ではありませんでした。残り一人は学生さんでしたけれども、学生さんが弁護士を雇って債権者代位権を行使して教団に要求するというは無理です、はっきり言ひまして。

ということは、今回の法案は、ストレートに言ひますと、二世の被害者のためには、残念ながら、今のままでは

全く使い物にならないんですよ。扶養家族の人はほとんどいないんですから。

それで、今、岸田総理が、いや、そんなことはないと言ってくださったので、私もその答弁を期待しているんですけども。そうしたら、扶養家族以外の人は、どうやって献金に対して返金請求、返金要求はできるんでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 債権者代位権は、自らの権利を守るために必要な限度で他者の権利の行使を認める制度です。今回の新法案でこれを活用しやすくすることで、家族らの被害救済につながると考えています。

また、元扶養家族についても、扶養家族であった期間の扶養債権に基づいて代位権の行使が可能である、こうした専門家の意見もあります。

また、債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするための支援は重要であると考えており、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備など、支援の在り方を検討することによって適切な行使を考えていきたいと思えます。

これに加えて、寄附の勧誘に当たって、寄附者やその配偶者、そして扶養家族の生活維持を困難にすることがないようにすること、これを配慮義務の中に規定をしています。この配慮義務に反して法人等が配偶者や扶養家族自身の権利を侵害していると認められる場合には、配偶者や扶養親族自身の損害について民法上の不法行為の認定が容易になる、より返済を求める金額を充実させることができる、こうした考え方に基いて救済を考えていく、これが新しい法案の基本的な考え方であります。

○山井委員 裁判に訴えたら、民法の不法行為で、七百九条で勝てるかもしれないと言うけれども、統一教会の二世の方々は、統一教会の親の高額献金で人生がたがた、ぼろぼろになっている方々も多くて、一部幸せな方ももちろんおられると思いますけれども、その結果、裁判なんか起こせないんですよ。生活に困っている方が多いんです、はっきり言いまして。親の献金の借金を、親の献金、自分のローンでされて、借金を返したり、統一教会は年金保険料も余り払わずに献金しなさいと言っているから、親は無年金だという人が多いんです。自己破産の人もいます。年金のない親の老後も二世の背中にかかってきているんです。そういう人たちが裁判するということは、残念ながら非現実的なんですね。

それで、岸田総理、今、じゃ、扶養家族でなかったら、元扶養家族の人は扶養の頃の扶養のお金を請求できるということですが、例えば三十代、四十代の方が、自分が扶養家族だったときの十数年間の扶養のお金というのは、遡って請求できるんですか。

○岸田内閣総理大臣 個別具体的な案件については今確定的に申し上げることは申し上げられませんが、今、先ほど申し上げた考え方に基いて法律の適用を考えていくという議論を、政府としてこの議論をしているということをお説明させていただきました。

そして、今委員の方から、現実問題、困窮されている方々、裁判なんか起こせないではないか、こうした指摘がありました。だからこそ、先ほども一部触れましたが、適切な権利の行使が大事だという観点から、政府として支援することが重要であると考えています。

法テラスと関係機関が連携した相談体制を整備し、そして、そういった方々を支援する体制、これを用意することによって、法律を適用し、そして権利を行使することがより現実的に可能になる、こうした体制をつくっていくことが重要であると政府としては考えております。

○山井委員 幾ら相談に乗っても、生活が苦しいわけですから。そして、今、扶養の費用の件をおっしゃいましたが、これは月数万円なんですね。扶養による債権というのは、月数万円ぐらしかお金が返ってこない。

あるいは、これは無資力要件というのがあって、献金した親が持家があったり資産や年収があったら対象外ということで、これは弁護団の方々も、ほとんどこの債権者代位権は使える人はいないでしょうということをおっしゃっているんです。

これはすぐには言いませんが、今回の法案審議の中で、今日言いたいのは、二世の被害者の、扶養家族以外はほとんど救済されません。先ほども言ったように、月数万円のお金が何年分か出たとしても、献金は一千万とか一億なわけですから、そんなことでは抑止力にならないんです。

それで、岸田総理、今日、残念なことに、私、弁護団の弁護士の方に是非ここに来てもらって、一緒に、参考人

として答弁してほしいと言ったんですけれども、残念ながら、与党から何らかの理由で反対されて、来てもらえませんでした。

そこで、岸田総理にお願いがあるんですけども、やはり、三十年以上統一教会と、一番被害者に寄り添って闘ってこられた方々というのは、やはり弁護団の方々なんですね。素晴らしい方々です。はっきり言って、むちゃなことはおっしゃいませんので、この国会で、衆議院で来てもらえないのであれば、是非今週中にでも弁護団の方とお目にかかっていたきたいんですよ。何でもかという、統一教会の、一番、悪辣な手口、そういう手口を熟知している方々なので、是非今週中にでも……

○根本委員長 申合せの時間が過ぎておりますから、おまとめください。

○山井委員 弁護団の方にお目にかかって話を聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○根本委員長 内閣総理大臣岸田文雄君、手短にお願いします。

○岸田内閣総理大臣 弁護団の方々の今日までの努力には心から敬意を表し申し上げます。

そして、法案作成に当たっては、様々な関係者の意見、当然、政府として伺い、様々な形でそういった意見を酌み上げるべく努力をしてきました。どの方にお会いして、どの方にお会いしないか、これは改めて申し上げますが、引き続き、法案を作成し、提出し、成立を図るわけですが、そして、それを施行するに当たっても、関係者の意見はこれからも丁寧に聞かせていただくような努力は続けていきたいと思っております。

○根本委員長 山井和則君、簡潔にお願いします。

○山井委員 前回も、被害者に会って話を聞いていただきたいと言ったら、聞いてくださいましたので、是非弁護団の方にも会ってください。

ありがとうございました。終わります。

○根本委員長 これにて末松君、渡辺君、山井君の質疑は終了いたしました。